



合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○ 住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）</p> <p>（目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保</li> <li>・高齢者、障害者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保</li> <li>・住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者、外国人等）の住まいの確保</li> <li>・ライフスタイルに合わせた柔軟な住替えを可能とする既存住宅流通の活性化</li> </ul> <p>（基本的な施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「住宅の年収倍率の上昇等を踏まえ、時間に追われる若年世帯・子育て世帯の都心居住ニーズもかなえる住宅取得の推進」</li> <li>・「駅近等の利便性重視の共働き・子育て世帯等に配慮し、利便性や規模等を総合的にとらえて住宅取得を推進。子ども的人数、生活状況等に応じた柔軟な住替えの推進」</li> <li>・「エレベーターの設置を含むバリアフリー性能やヒートショック対策等の観点を踏まえた良好な温熱環境を備えた住宅の整備、リフォームの促進」</li> </ul> <p>（成果指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存住宅流通及びリフォームの市場規模</li> </ul> <p>（政策評価体系における位置づけ）</p> <p>政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>業績指標 1 最低居住面積水準未達率</p> <p style="padding-left: 20px;">2 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率</p> <p style="padding-left: 40px;">（①全国、②大都市圏）</p> <p>施策目標 2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する</p> <p>業績指標 9 既存住宅流通の市場規模</p> <p>業績指標 13 リフォームの市場規模</p> <p>政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する</p> <p>業績指標 17 高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅の一定のバリアフリー化率</p>
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 14兆円（令和12）</li> </ul>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和4年1月1日～令和5年12月31日）

	同上の期間中の達成目標	・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 14兆円（令和12）
	政策目標の達成状況	・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12兆円（平成30）
有効性	要望の措置の適用見込み	402件（平成30年と令和元年の平均より）
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	住替えにあたっては、含み損を抱える世帯は譲渡損失が発生することがその障害となっている。本特例措置は損益通算と繰越控除により4年間にわたって税負担を軽減し、住替えを余儀なくされる者の居住水準の急激な低下を緩和することにより、ライフステージに応じた円滑な住替えを支援する手段として有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	特定の居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度（所得税） （租税特別措置法第41条の5の2）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	住み替える国民一人一人が個別に補助申請を行い、認定を受け、補助金を受給する仕組みを新たに設けるよりも、確定申告の際に減税の手続きも併せて行い税の減免を受けられる仕組みとする方が、国民及び行政双方の負担の軽減や公平な支援の実現の観点から優れている。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 27 年 : 680 件          平成 28 年 : 596 件          平成 29 年 : 538 件          平成 30 年 : 428 件          令和元年 : 375 件</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>ライフステージ等に応じた賃貸住宅等への住替えを支援するためには、買換えの有無を問わず譲渡損失の問題に対応することが必要であり、本特例措置は、ローン返済困難者等に対し自助努力を促しながら幅広く効果的に支援を行う施策として、大きく貢献している。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>住生活基本計画において、以下のとおり定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最低居住面積水準未達率 4.2%（平成 25）→早期に解消</li> <li>・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率            全 国 : 42%（平成 25）→50%（令和 7）            大都市圏 : 37%（平成 25）→50%（令和 7）</li> </ul>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>目標期間が満了していないため現時点で目標達成の成否を評価することは困難であるが、住生活基本計画に基づき、引き続き居住水準の向上を目指す。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 16 年度 創設          平成 19 年度 延長          平成 22 年度 延長          平成 24 年度 延長          平成 26 年度 延長          平成 28 年度 延長          平成 30 年度 延長          令和 2 年度 延長</p>